

社会福祉法人桜花保育園会 評議員等の報酬支給基準

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人桜花保育園会(以下「この法人」という。)定款第9条、第24条の規定に基づき、この法人の評議員、理事、監事(以下「評議員等」という。)報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

(事業年度の報酬総額)

第2条 前条第1項に規定する報酬は、支給しないものとする。

(摘要除外)

第3条 施設の職員を兼務する評議員等は、この規程を適用しない。

(公表)

第4条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第2項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(変更)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規定は社会福祉法第45条の3第1項に規定する理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給に基準に基づいて平成29年4月1日から施行する。